

令和8年度第1回

三種町農業委員会総会議事録

会期：令和8年4月10日

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日(金) 午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	近藤 幸生
2	珍田 宇臣	13	
3	檜森 茂樹	14	
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5	相澤 光博	16	金子 英樹
6	関 昇誠	17	門間 一
7	三浦 英樹	18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	佐藤 久男
9	川上 義英	20	児玉 校也
10	近藤 勘一	21	高松 薫
11	佐々木 亨	22	豊田 實

4. 欠席委員 14番 田中 武晴

5. 欠番委員 13番

6. 事務局職員 事務局長 内藤 英子
専門監 小松 仁
主事 鴨田 翔太郎

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(賃借権設定)について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の決定(所有権移転)について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権設定)について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について

協議第2号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の
解約について

報告第2号 農地法第3条による賃借権に関する事項の変更について

報告第3号 町外農地の権利移動について

報告第4号 農地の時効取得について

8. 会議概要

事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和8年度第1回三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、会議の進行にご協力下さいますよう よろしくをお願いします。 ただ今の出席委員は、20名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和8年度 第1回 三種町農業委員会総会」を開会いたします。
議 長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。
議 長	議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 10番 近藤 勘一 委員、11番 佐々木 亨 委員の両名をお願いします。
議 長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております「農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について」他、4件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について」他、1件。 報告事項は、「農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について」、他、3件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議ないようですので、会期を本日1日限りといたします。
議 長	日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。
議 長	日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。
議 長	議案第1号の審議に入る前に、1番については[REDACTED]委員の関連案件

	となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。 (※ 委員の退席) (退席後)
議 長	それでは、議案第1号の1番の質疑を受け付けます。 議案第1号の1番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第1号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第1号の1番について、原案のとおり決定します。 それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された 委員、議案第1号の1番について、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第1号の2番から6番の質疑を受け付けます。 議案第1号の2番から6番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
1番 渡部 委員	2番について説明します。場所は志戸橋の児童館がありますそこから北金岡駅へ向かう町道を200m先の右側です。現在の様子としては、毎年1～2回、草刈りをしている状態です。単価について総額で7万円ということで、田んぼが一反少々あり、非常に安い価格となっておりますが、地目のみ田んぼで、実際は水も使えない状態です。ここも草刈りをして管理している状態ですので、単価としては妥当と考えます。ご審議の程よろしく願います。
議 長	他にありますか。
2番 珍田 委員	4番について補足させていただきます。譲渡人の さんですが、地元で農業をやっていたお父さんが昨年亡くなり、息子さんは東京にいて農業を続けることができないということです。昨年、 さんの方で金岡基盤の大きいところを買い取

	り耕作しています。それに伴い、ここの3筆についても持ってもらえないかという相談があり、■■■■さんのほうで引き受けたということです。周辺農地への影響等はないということでしたので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
20番 児玉 委員	5番について説明いたします。場所は鹿渡新屋敷のスタンドの横の圃場整備からはずれた田んぼです。相手方の要望により■■■■さんが買うことになりました。この土地は■■■■さんの所有している土地と隣接しているので特に問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第1号の2番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第1号の2番から6番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第2号の審議に入る前に、1番から13番については■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。 (※■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員の4名の退席) (退席後)
議 長	それでは、議案第2号の1番から13番までの質疑を受け付けます。 議案第2号の1番から13番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第2号の1番から13番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第2号の1番から13番は、原案のとおり決定します。

	それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された4名の委員、議案第2号の1番から13番について、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第2号の14番から98番の質疑を受け付けます。 議案第2号の14番から98番について、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
4番 柴田委員	19番、20番、72番についてです。先に、19番と20番についてですが、4月5日に現地調査したところ、周辺農地への農業上の効率的かつ総合的な利用確保に支障等はないことを確認しましたので、報告します。 次に、72番についてです。■■■■■さんは何年も前から鹿渡地区のほうに移転してきていて実家のほうの田んぼは公社のほうに頼んでやっていたが、今年から耕作者が■■■■■さんにかわりますのでということで確認取りました。こちらのほうも問題ないということでしたのでよろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
1番 渡部委員	78番、79番、80番、81番の4点について説明いたします。場所是中島から逆川に抜ける町道の隣接にあります。譲受人の■■■■■さんの現在の住所は鹿渡になっていますが、生まれも育ちも藤木台に住んでいました。平成30年ころから自分で田んぼをやっていて、今回借りる農地の近辺にも自分で作っている田んぼがたくさんあります。今回借りる場所も自分の田んぼの近隣にあるため、田んぼにあたる影響は何もないと思われますので、審議のほうよろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
3番 檜森委員	97番についてです。私が作っている隣の田んぼで、■■■■■さんがいままで■■■■■さんに3作業を頼んでやってもらっていたようですが、今回病気のため■■■■■さんが全部借り受けることにしたそうです。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
20番 児玉委員	24番、25番、41番、42番、51番について説明します。いずれも再設定、新規もあるようだが、譲受人の方はしっかり田んぼ営んでいるということで、特に問題はないようですので、よろしくお願いします。

議 長	他にありますか。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第2号の14番から98番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第2号の14番から98番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第3号の質疑を受け付けます。 議案第3号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
15番 工藤委員	2番についてです。上岩川の二本杉という集落ですが、耕作する人の田は、畑が隣ということで、草刈り等を行うということをお願いしているみたいですので、よろしくお願いします。
議 長	他にありますか。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。 挙手多数と認め、議案第3号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第4号の質疑を受け付けます。
議 長	議案第4号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第4号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第5号の審議に入る前に、1番から3番については、 委員、委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により当該案件の議事開始から終了まで、関係委員の退席をお願いします。

	(※ 委員、委員の退席) (退席後)
議 長	それでは、議案第5号の1番から3番についての質疑を受け付けます。 議案第5号の1番から3番について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第5号の1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第5号の1番から3番については、原案のとおり決定します。
議 長	それでは、退席委員の入室を許可します。 (退席委員の着席)
議 長	ただいま退席された 委員、議案第5号の1番から3番について、「異議なし」ということに承認されましたので、報告します。
議 長	続いて、議案第5号の4番から36番の質疑を受け付けます。 議案第5号の4番から36番について、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	議案第5号の4番から36番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第5号の4番から36番は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	(協議案件について説明)

議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	協議案件第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第1号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	続いて、協議案件第2号の「農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	(協議案件について説明)
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議 長	協議案件第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第2号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	無いようですので、「その他」に入ります。 事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。
事務局	配布している資料で、農業用施設等の設置における農地転用許可制度の取り扱いの明確化に係る農地法の運動についての一部改正についてということで、資料を配布しております。農林水産省から4月1日付けで農地法の運用通知の一部改正を行っております。今回の改正は農業用施設等の設置に係る農地転用許可制度の取り扱いを明確化するものです。農林水産省では、農業施設等の分類毎に農地転用許可の要否等の取り扱いをまとめたリーフレットを作成しております。改正通知はまだ届いていないが早めに提供させていただきますので、農業委員のみなさまにもご周知願います。

	そのほかに、議案についてですが、一部の委員の方から議案は多くの個人情報が入っているため、事務局で回収等をしたほうがよいのではないかというお話を伺っております。自宅等での廃棄処分が大変な方は、総会后、机に置いておいてくれば、事務局で回収し、廃棄したいと思っております。必要な方は持ち帰っていただいてもかまいません。以上です。
議 長	全県に行っても全部回収しましたし、男鹿の委員と話しても全部回収するということでした。
5番 相澤委員	総会資料の保管期限など、規則はありますか。
事務局	永年保管となっております。
5番 相澤委員	たしかに、過年度分の資料の処分には困っていますが、直近数ヶ月分に関しては、活動の振り返りを行うとき、資料が手元にないと困る時もありますので、直近数ヶ月分に関しては今まで通り持ち帰り、過年度分に関しては回収して処分してもらうと助かります。
3番 檜森委員	同じく、以前活動した内容を振り返ることもありますし、直近2～3ヶ月分に関しては持っておきたいと思っています。個人情報に関しても処分はしっかり行っているので、今まで通りの対応でお願いしたいです。
事務局	絶対に毎月回収するわけではなく、必要な人は持って行って、不要な人はおいて行ってもかまいません。過年度分をまとめて持ってきていただければ、事務局で回収し処分しますので、各委員の判断でお願いしたいと思っております。
5番 相澤委員	今回の議案の中で時効取得があったと思います。時効取得の案件は双方問題なくお互い物事が済んで、法務局から通知がきているのかなと疑問におもいました。時効取得について教えていただきたい。
事務局	時効取得の要件としては、受ける側が借りているものではなく、自分のものだと、相手も自分のものではなく相手のものだと、お互いにそういう認識にあり、農地の場合は農業委員会の許可等ない状態の取得になり、善良な状態とは言えないので、通常20年、それが認められて尚且つ相手側からの承諾が必要となります。これらを踏まえて双方認識の違いがないことがわかれば認められるということです。
5番 相澤委員	今回の案件を見ると昭和51年が時効取得の日付として登記されていたので、かなり前から、問題なくお互い使っていたものだということで受けた訳です

	ね。面積の小さいもの、大きいものの案件がたまにでてくるわけですが、双方がしっかり認識していたものだったのか確認したかったところです。
事務局	借りているという認識であれば、何十年経っても時効取得にはなりません、自分のものという認識があって、それが20年以上あれば認められるという認識です。
事務局	今回もあっせんの申込書ということで委員の皆さんにお配りしています。先月の総会の中では、ホームページ等の公表をやめようという話になり、委員の皆さんにもお諮りしたところですが、中には、新規の方で農地を求めたいという人もいますので、やはり情報公開は必要であると思っております。先月も話したように、しっかり窓口で受け付けをしていけば問題はないのかなと思います。支所の窓口での受付をやめて本庁のみで受付をし、本人の意思確認等詳細な情報を窓口で提供に加えて、地区確認など農林課と打ち合わせをして、ホームページに掲載していけばいいのではないかなと考えています。先月と話が変わってきてしまって申し訳ないです。こちらとしては、せっかくあるホームページですので、しっかりした情報を基に、掲載期間を定めて続けていけば良いなと考えております。もし、皆さんのご意見等があればお聞きしたいです。
1番 渡部委員	紙だけであっせんしてもなかなか皆さんと情報を共有できないのではないかなと思います。ホームページ等に掲載してもらえれば、若い人達の目に付く機会ももっと多くなると思いますので、個人的には掲載しても良いと思います。
事務局	掲載内容に関しましても、申出があったものをすぐ掲載するのではなく、農林課と打ち合わせして、内容を精査したものを載せて行きたいと考えていますので、皆さんの方から反対意見等がなければその方向で行きたいと思っています。
議 長	他に意見等ございませんか。
議 長	他に無いようなので、次回の総会の開催について、令和8年度第2回総会は、5月8日(金)、午後1時30分からとして、よろしいでしょうか。 (「異議なし」)の声あり
議 長	それでは、次回の総会は、5月8日(金)午後1時30分とします。
議 長	以上をもちまして、令和8年度 第1回 三種町農業委員会総会を閉会します。
議 長	ご苦労様でした。

上記会議の次第を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令8年4月10日

三種町農業委員会議長

豊田 實

議事録署名委員 10番

近藤 勘一

議事録署名委員 11番

佐々木 亨